

第10回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和5年10月5日（木）
- 2 開会日時及び場所
令和5年10月5日（木） 午後2時00分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和5年10月5日（木） 午後3時30分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

1番 松尾 茂敏 2番 内田 弘幸 4番 池田 兼三 5番 山崎 正典
6番 本田 浩 7番 草野 英治 8番 中川 實美 9番 徳永 玉義
11番 栄木 正孝 12番 鶴崎 高幸 13番 坂本 博 14番 東 康敬
15番 森崎 茂徳 16番 笠原 勝 17番 小筏 正治 18番 林田 剛
19番 馬場 保

(2)欠席者（2名）

3番 田島 真一 10番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長 高木 謙次
次 長 内田 啓輔
参事補 酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第47号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第48号 農用地利用集積等促進計画（案）について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について
- (2) 農業委員会だよりについて
- (3) 農地利用最適化推進委員候補者選考委員会について

午後 2 時00分開会

○事務局長（高木 謙次君） ただいまから令和 5 年第 1 0 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

議事進行上発言される場合は、挙手をして、議長が指名をしてからマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

今回は、農地法第 3 条第 1 項の許可申請で、鶴崎委員が関係者になりますので、議事には参与することができませんけれども、農業委員会の意思により参考人として出席し、説明等の発言は差し支えありません。また、他の案件について意見を求めるため、最後の議決時に退室していただくことでよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

本日は、草野有美子委員、田島真一委員から欠席届が提出されております。

なお、本日の出席者は、法の規定による過半数に達しておりますので、会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さん、こんにちは。稲刈りの真っ最中でありましたけれど、どうも皆さんには忙しい中にご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ではございますけど、総会を開会させていただきます。

ただいまから、令和 5 年第 1 0 回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは、議決事件の審議を行います。

各委員の協力方よろしくをお願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規程第 1 2 条の規定により、4 番、池田兼三委員、5 番、山崎正典委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 4 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、議案第 4 8 号、農用地利用集積等促進計画（案）についてまでの議案 5 件となります。

それでは、日程第 2、議案第 4 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書 2 ページを御覧ください。

〔議案第 4 4 号の朗読〕

議案書 3 ページ、申請番号 4 5 番から 5 4 番まで 1 0 件の申請がっております。詳しくは別添 1 を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会関係分は、申請番号45番から49番です。

申請番号45番は、県外在住の所有者で耕作できないため、規模拡大で譲り受ける案件。

46番は、県外在住の所有者で耕作できないため、自宅の近隣のお家で農業を家庭菜園程度から始めようとするため、譲り受ける案件。

47番は、農業を始める弟に兄から贈与する案件。

48番は、県外在住で耕作できない農地を耕作利便のため譲り受ける案件です。

49番は、農業を始める弟に兄から贈与する案件です。

申請番号45番から49番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

申請番号45番から49番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。申請番号45番なんですよ。申請者は8町9反ぐらい作っておらすいうことだったけども、最終的にはですね。こん人は認定農家ではなかとですか。

○議長（馬場 保君） 事務局、何かございませんかね、認定農家かどうかという。

○事務局（酒井 伸也君） ちょっと確認します。（発言する者あり）議長。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 調査会の中でも、説明の中では、お兄さんなんかが多分されていて、多分本人さんは今からされるんじゃないかなということじゃないかなと思うんですけども。今ちょっと確認中でありましてけれども、多分認定農家ではないんじゃないかなと思います。多分お兄さんと一緒の経営体としてするのに、今回所有されたのかなと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） いや、家族構成が書いてないけ、分からんわけ。

○事務局（酒井 伸也君） 別所帯になっているみたいです。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 別所帯で、そして、一緒に後継して農業していると。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局（酒井 伸也君） 一応、申請者は認定農業者になっておられずに、お兄さんが認定農業者で農業をされていて、ちょっと別所帯なので、認定農業者でないので、3条で申請もしているということです。

○議長（馬場 保君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 兄さんが認定農家やったら、基盤法で売買でももらえれば、相手もまた良かと思うたもんですけえ。（発言する者あり）一応これで相手もオーケーならあれですけど、（発言する者あり）思ったもんですけん。それで、その説明書の内容やったら、別所帯やったら、面積は6町も幾らも作っておって、今度は別所帯やけんというて、6反ぐらいでしか載っとらんで、こっちは別所帯でも、今度は8町も農地を持つととなれば、3町も4町も。どっちかにもう統一してもらわんけりゃ、あるときは6町か7町か家では作っておったけど、その息子がアパートに住んどるけんて言うて、6反のあれで。こっちは別所帯で載っとる。やっぱりちょっと……。 （発言する者あり）おかしいかなと思うたんですけど。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明を求めます。

○委員（8番 中川 實美君） ここは、親子と兄弟でしよるんですよ。この人は、申請者は弟のほうで、兄貴が家におって、それで、申請者はアパートのほうにいるわけ。それで、仕事はみんな一緒にしよるんです。

○委員（2番 内田 弘幸君） この後出てくる吾妻の場合は、アパートに別所帯で住んどったら、この家は親と一緒にしよるとですけど、アパートに住んどるけん、別所帯やけえと言うて、その人のあれは6反ぐらいでしか載っとらんとですな。そやけん、別所帯やったら、もうそげんなつとかなと思っておったら、今度見たら、別所帯でも、今度は合算してあるけん、そこがちょっとどげんになつとちよつとかなと思つたもんですけえ。そんなとき、そんなときでやつとかなと思つて。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 事務局、何か説明できんですか。

○事務局（酒井 伸也君） ちょっとどっちかで統一するような方法を……。 （発言する者あり）

○委員（2番 内田 弘幸君） こういう場合に見たら、別所帯も多いとですよ。共同経営やけん、別所帯でも同じ面積で他の時が別になつちよつたときに、こっちは合算。そのやり方がちよつと気になつたもんですから。

○議長（馬場 保君） 事務局。

○事務局長（高木 謙次君） 恐らくですいませんけれども、多分同じ経営体として一応見ているんだと思うんですよ。多分内田さん言われているのは、別々に経営されているんじゃない……。

○委員（2番 内田 弘幸君） いやいや。

○事務局長（高木 謙次君） 一緒ですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） 一緒で。

○事務局長（高木 謙次君） すいません、じゃあ、それにちよつと統一をするようにちよつと考えたいと思います。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） よろしくお願ひします、事務局。

ほかに何かご質疑等々ございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、続きまして、50番から54番について、中部調査会長、お願ひします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会の案件は、申請番号50番から54番です。

50番は、耕作利便のため、自宅側の農地を譲り受ける案件です。

51番は、親から農業後継者の息子に贈与する案件です。

○議長（馬場 保君） お静かにお願ひします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） よかですか。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 52番は、祖父から農業後継者の孫へ贈与する案件。

53番は、農業後継者の息子へ贈与する案件。

54番は、県外在住者で耕作できないため、規模拡大で譲り受ける案件です。

申請番号50番から54番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませぬでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号50番から54番について、ご質疑がありましたらお願ひします。本田委員。

○委員（6番 本田 浩君） 6番、本田です。52番で、祖父から孫に譲り受ける案件ですが、この資料の中に、ちょっと所有地が1万5,988と借入れが9,708とありますが、これについては、権利を取得する方のですかね。それとも、世帯員の方の分かということです。

○議長（馬場 保君） 申請者です。

○委員（6番 本田 浩君） 申請者の分ですか。

○議長（馬場 保君） はい。

○委員（6番 本田 浩君） 今回5反残っておったので、今回やるということで、よかです。

○議長（馬場 保君） もう高齢で、88歳ぐらいにならしたんですね。息子が県営バスの運転手で、農業をしようとしてです。

○委員（6番 本田 浩君） 5反ぐらい残っておったので、全部やると。そういうことですね。分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませぬか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、ここで鶴崎委員の退室をお願いします。

〔12番 鶴崎委員 退室〕

○議長（馬場 保君） 議案第44号、申請番号45番から54番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。
ここで鶴崎委員の入室をお願いします。

〔12番 鶴崎委員 入室〕

○議長（馬場 保君） 次に、日程第3、議案第45号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書6ページを御覧ください。

〔議案第45号の朗読〕

議案書7ページ、申請番号5番から7番の3件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から、案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会分は、申請番号5番から6番です。

5番の申請地は、農振白地、国見支所から300メートル内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。平成15年頃からの駐車場への無断転用案件で、追認申請です。

申請番号6番は、農振白地、10ヘクタール以上の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。例外規定の集落接続で、その集落に必要不可欠な施設として許可できることから、平成10年頃から無断転用で追認申請となっております。

双方とも無断転用であります。20年以上という追認の案件の要件を満たしていることから、許可できると思われま。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番から6番について、ご質疑がありましたらお願いします。内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、内田です。申請番号5番の件ですね。ここに、顛末書にですよ、「当時の国見町役場と協議させてもらった。現在、駐車場として使っている状況にありま

す」とあるとですけど、これ、国見町役場とどういう協議があったんですかね。

○議長（馬場 保君） 徳永委員。

○委員（9番 徳永 玉義君） 9番、徳永でございます。こないだ調査会のおきも調査委員が役場に近かったもんですから、その場所で説明を聞いたんですけど、何か受け付けたような気もするというようなことは聞いておられるようで、内容的にもこれは15年、もう20年近く前ですから、私たちもようは把握していなかったんですけど、隣が盛り土して、要するに飲食店をしとるわけですけど、ここは沼地なんですよ。ほんで、その関係で、ちょうど下は鉄道、島原鉄道が通っちゃうんですけど、水路が来て、もう水面、水が溜まるということで、自分のところも盛り土をさせてもろうたというような状況を、役場とお話をしておるようです。それで、その当初は、そこは畑地にして野菜なんか作っておられたんですけど、もうあんまり効果がなかったもんですから、そこをもう駐車場にしたような形で、それで、役場の職員、OBの人がその説明をされたんですけど、あんまり把握はしていなかったようですね。もう20年近く前ですからですね。だから、そこでもう皆さんに承諾してもらったわけですけえ。隣が飲食店で、その隣なんです、場所はですね。水路がもうあふれて、どうもならんちゅうことで、自分のところも高めたというわけですよ、盛り土して。石垣を積んで、盛り土して、取りあえず畑地にはしたんですけど、利用価値がなかったもんですから、駐車場に。その点、そのとき駐車場にするというのも、本当はその時点で申請はせないかんじゃったでしょうけど、盛り土のときだけの話を役場に相談して、その後、畑地をもう駐車場にしまおうということで、無断転用のような状態になってきておったわけですね。それで、このたび何か近所からいろいろあったでしょうけど、私もその前、前方の土地を今、また埋めたてしてるもんですから、一時ストップをさせちよったで、そういうことで、この場所だけは、私もあんまりはっきり、昔のことですから、要は把握していなかったんですけど。もう水浸しになりよった状態ですよ。水路が横を通っているわけです。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。内田委員、よろしいですか。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい。分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号7番です。

申請番号7番は、農振白地、愛野支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断しました。昭和58年頃からの無断転用追認申請です。追認申請の条件を満たしており、追認許可に関してやむを得ないものと思われま。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号7番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第45号、申請番号5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第46号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書8ページを御覧ください。

〔議案第46号の朗読〕

議案書9ページ、申請番号36番から39番まで、4件の申請がっております。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いします。

○委員（13番 坂本 博君） 議席番号13番、東部調査会長の坂本です。

東部調査会分は、申請番号36番から37番です。

申請番号36番の申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団の中にある農地で、第1種農地と判断しました。申請目的は、一般個人住宅で、例外規定の集落接続で許可できる案件だと思われま。

続きまして、37番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。一般個人住宅と進入路で追認申請の案件で、破産管財人が譲渡人になっている案件で、農振除外済みの農地です。

申請番号36番から37番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号36番から37番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長、お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会分は、申請番号38番です。

申請番号38番は、農振白地、愛野支所から500メートル以内にある農地で、第2種農地と判断しました。通路用地の一部として利用する目的の案件です。

申請番号38番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号38番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長、お願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） 西部調査会長の田島氏が欠席ですので、議席番号4番、副調査会長の池田です。

西部調査会分は、申請番号39番です。

申請番号39番は、農振白地、10ヘクタール未満の集団の中にある農地で、第2種農地と判断しました。廃車置場用地として利用する目的の案件です。

申請番号39番について、現地調査並びに協議結果においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

それでは、申請番号39番について、ご質疑がありましたらお願いします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第46号、申請番号36番から39番は、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第47号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第47号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から、議案書38ページ、整理番号47番までです。整理番号1番から12番までは貸借に係る案件、整理番号13番から21番までは所有権移転に係る案件、整

理番号22番から47番までは農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第47号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る申請番号1番から12番について、ご質疑ございませんか。鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 12番、鶴崎です。11番の賃貸借設定がありますけども、それが7反弱であって、賃貸料が20万となっていますけども、大体西部では、こんくらいの相場なんですか。

○議長（馬場 保君） 草野委員、何かございますか。（発言する者あり）森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） これは安いほうです。3万いっていません。畑総は大体基準が3万円を基準……。3万円以上で借りていると言って私がしよる。（発言する者あり）（「圃場整備の済んだところですか」と言う者あり）そうそう。圃場整備のところで、「畑かんがあったよ」と言う者あり）畑かんもついでる。それが、去年が、南串から来とる人が5万で借りとって、それを基準に小浜の平均価格が上がっていく。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。鶴崎委員、よろしいですかね。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） 分かりました。ありがとうございます。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようでしたら、次に、所有権移転に係る申請番号13番から21番について、ご質疑ございませんか。鶴崎委員。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） すいません。金額ばかり言うて申し訳なかですけど、これは、21番の農地の場所はいいところですか。

○議長（馬場 保君） 池田委員。

○委員（4番 池田 兼三君） ここはピープルの真ん前で、圃場整備地区ですね。（「ピープル」と言う者あり）ピープル。（「国道」と言う者あり）国道のちょっと山側ですけど。それで、圃場整備ということで、施設園芸もできる場所で、こちら辺が一番土地は高いです。（発言する者あり）

○議長（馬場 保君） 鶴崎委員、よかですか。

○委員（12番 鶴崎 高幸君） はい。よう分かりました。

○議長（馬場 保君） ほかに何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る申請番号22番から47番

について、ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第47号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

次に、日程第6、議案第48号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 議案書39ページを御覧ください。

〔議案第48号の朗読〕

議案書40ページ、整理番号1番から8番までです。資料は別添3を御覧ください。

この議案については、前年まで中間管理機構を介した貸借のうち、配分先のみを変更する分が上がってきていた案件であります。基盤強化法の改正で配分先のみの変更部分が法の中で削除されていることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により案として作成し、承認をもらった上で農林部局へ要請するものです。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。

議案第48号に対する質疑を行います。質問等がありましたらお願いいたします。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第48号に対する質疑を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで、暫時休憩といたします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。（「何時まで。3時」と言う者あり）

○事務局（酒井 伸也君） 3時から再開します。

○議長（馬場 保君） 3時から農政のほうに入ります。

午後 2 時50分休憩

午後 3 時00分再開

○議長（馬場 保君） ただいまより農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願
いたします。

それでは、早速本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） お手元の資料の農振除外についてを御覧ください。農林課より農振除外の
意見聴取の依頼がっておりますので、その内容について説明します。

配付しております資料の 1 と 2 を御覧ください。

まず、整理番号 15 の 7、愛野町の案件です。申請理由は、分譲建売住宅用地です。10ヘクター
ル未満の生産性の低い農地集団内にあり、第 2 種農地に判断されると考えます。

次に、整理番号 15 の 8、愛野町の案件です。申請理由は、分譲建売住宅用地です。10ヘクター
ル以上の農地集団内にあり、第 1 種農地区分と判断しましたが、当該農地は居住する者の業務上必要
な施設一般個人住宅で、地域集落に接続して建設することで、第 1 種農地区分ではあるが、例外とし
て許可相当と思われます。

次に、整理番号 15 の 9、小浜町の案件です。申請理由は、資材置場用地です。10ヘクタール未
満の生産性の低い農地集団内にあり、第 2 種農地に判断されると考えます。

以上のとおり農林課のほうへ回答したいと思いますが、ご意見等ありましたらお願いします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ただいまの説明に対して意見や質問などありましたら、挙手の上、発言をお願
いたします。意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、次の農業委員会だよりについて、事務局の説明を求め
ます。

○事務局（酒井 伸也君） お手元の資料の雲仙市農業委員会だより（案）を御覧ください。

11月1日の全世帯配布で配布を予定しております農業委員会だよりの案ができておりますので、
内容の確認をしていただいて、何か意見等があれば、今日でも結構ですし、後から後日事務局のほう
へ連絡いただければと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ただいまの説明に対して意見、質問などありましたら、挙手の上、発言をお願
いたします。ご意見ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、次の農地利用最適化推進委員候補者選考委員会について、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 今年の11月1日から11月30日までの期間、任期満了に伴う雲仙市農業委員会の委員の募集について、それに伴う農地利用最適化推進委員の候補者選考委員を決める必要があります。まず、選考委員の委員については、雲仙市農業委員会会長と農業委員会の副会長、職代ですね。職代と農業委員会事務局長と、あと残り、会長が指名する者5名以内ということでなっておりますので、会長がいらっしゃる吾妻町と副会長がいらっしゃる千々石町を除く、あと5町から1名ずつ農地利用最適化推進委員の候補者選考委員さんということで選出をしていただければと思います。以上です。

○議長（馬場 保君） ただいまの説明に対して意見や質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。ご意見ございませんか。

○事務局（酒井 伸也君） あと、一応委員さんの名前が、選考委員さんに立候補というか、名前が、国見町が小筏委員、瑞穂町が東委員、吾妻町が馬場会長、愛野が松尾委員、千々石が林田委員、小浜が森崎委員、南串山が田島委員でよろしいでしょうか。以上で委員さんは決定となります。

○議長（馬場 保君） ご意見などありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、その他に移ります。事務局、また、皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） 意見もないようなので、これをもちまして、農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後3時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年10月 5日

議 長

署名委員

署名委員